

通知で見る廃棄物処理法

社団法人大阪府産業廃棄物協会
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

社団法人大阪府産業廃棄物協会 事務局次長 龍野浩一



社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka pref. Industrial Waste Association

第一法規セミナー

通知で見る廃棄物処理法

－近年の改正内容を中心に－

日時：①平成 20 年 02 月 26 日（火曜日）13 時 00 分

②平成 20 年 07 月 02 日（水曜日）13 時 30 分

③平成 21 年 02 月 17 日（火曜日）13 時 00 分

場所：①大阪厚生年金会館 5 階（ソレイユ）

②第一法規株式会社本社 9 階（ホール）

③名古屋ダイヤビルディング 2 号館 4 階（245 会議室）

主催：①第一法規株式会社（関西支社）

②第一法規株式会社（東京支社）

③第一法規株式会社（東海支社）

講師：龍野浩一（社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局次長）

収 錄 内 容

1. 廃棄物該当性の判断について
(平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号)
…04 頁
2. 産業廃棄物（木くず）の追加について
(平成 19 年 9 月 7 日環廃対発第 070907001 号・環廃産発第 070907001 号)
…12 頁
3. 石綿含有産業廃棄物の適正処理について
(平成 19 年 11 月 5 日環廃対発第 071105002 号・環廃産発第 071105005 号)
…15 頁
4. 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて
(平成 18 年 6 月 1 日環廃産発第 060601001 号)
…25 頁
5. 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加について
(平成 18 年 3 月 31 日環廃対発第 060331006 号・環廃産発第 060331002 号等)
…27 頁
6. 産業廃棄物管理票に関する報告書について
(平成 18 年 12 月 27 日環廃産発第 061227006 号)
…30 頁
7. 中間処理産業廃棄物について処理を行う場合の業許可の取得について
(平成 17 年 9 月 30 日環廃対発第 050930004 号・環廃産発第 050930005 号)
…35 頁
8. 産業廃棄物関係事務等を行う政令で定める市の長について
(平成 18 年 3 月 15 日環廃対発第 060315001 号・環廃産発第 060315001 号)
…37 頁
9. 欠格要件における無限連鎖について
(平成 19 年 4 月 9 日環廃産発第 070409001 号)
…38 頁

本資料に基づくセミナーの趣旨

曖昧な定義、多用される除外・準用・裁量規定、高頻度の改正・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という）を理解する上で支障となり得る要因を指摘すると際限がない。それゆえに廃棄物処理法は「難解な法令」と揶揄されてきた。これが法令としての概念的・構造的な問題であることに否定の余地はないのだが、加えて属性的な問題でもあるように思えてならない。各位は、廃棄物処理法・同施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）・同施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）が改正されてきた過程において、その内容を「実務レベル」で理解することに苦慮した経験がないだろうか。あるいは、苦慮するまでもなく、その趣旨すら認識できないまま、近年になって漸く「改正の真意」を知らしめられたという経験がないだろうか。そして、この問掛けに対する是非について改めて言及するまでもないだろう。

しかしながら、以上の状況にあっても、比較的早期に廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の改正内容を理解し、前述の問題を最小限に止めている者が存在する。いったい、そうでない者との差異は何なのだろうか。彼らは知っているのである、「改正内容の本質」がどこに示唆されているのかを。かねてから講師は、本資料の表題にもある「通知」を「第二の施行規則」と位置付けてきた。廃棄物処理法においては、同施行規則レベルにまで至ってもその内容を理解できず、改正施行直前等に発出された「通知」を読み込むことにより、かろうじて不明な点を補完できたという場面が少なくないからである。つまり、他にも増して「通知」が規制内容に与える影響度の大きい法令なのである。廃棄物行政は「通知行政」であり、その意味で廃棄物処理法における「通知」は実質的に同施行規則に準ずるものと捉えられる。

そこで本資料に基づくセミナーでは、この「通知」に焦点を当てた廃棄物処理法の解説を試みたい。とりわけ各位にとって相対的に切実で関心が高いと思われる、近年の改正内容を中心に取り上げ、これに関連する「通知」を抜粋し、論じていくこととする。

講師

1. 廃棄物該当性の判断について

◆平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号別添第 1・4・(2)・①

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要があり、当該物の再生は廃棄物の処理として扱うこと。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては生活環境保全に係る関連基準（例えば土壤の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について JIS 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的因素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意

思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断する上で一つの簡便な基準にすぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さや家畜のふん尿を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者等が自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合と異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを判断されたいこと。

1) 総合判断説

廃棄物処理法第 2 条第 1 項により規定されている廃棄物の定義に基づき、その該当性を判断する際の争点は、同項における「汚物又は不要物」の解釈にある。中でも後者は経済的観点に立脚したものであり、これについては当時の主務官庁であった厚生省により一定の見解が示され、現在においても参照されている。一般に「総合判断説」（又は「主観的客観説」）と呼ばれるもので、最高裁判所も当該見解を支持したという経緯がある。

◇昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号第一・1

廃棄物とは、占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。

法第 2 条第 1 項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行ったものであること。

◇平成 11 年 3 月 10 日最高裁二決決定要旨（判例時報 1672 号 156 頁）

所論にかんがみ、おからが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 4 年法律第 105 号による改正前のもの）2 条 4 号にいう「産業廃棄物」に該当するか否かにつき、職権により判断する。

右の産業廃棄物について定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（平成 5 年政令 385 号による改正前のもの）2 条 4 項にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者

の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。そして、原判決によれば、おからは、豆腐製造業者によって大量に排出されているが、非常に腐敗しやすく、本件当時、食用などとして有償で取り引きされて利用されるわずかな量を除き、大部分は、無償で牧畜業者等に引き渡され、あるいは、有料で廃棄物処理業者にその処理が委託されており、被告人は、豆腐製造業者から収集、運搬して処分していた本件おからについて処理料金を徴していたというのであるから、本件おからが同号にいう「不要物」に当たり、前記法律2条4項にいう「産業廃棄物」に該当するとした原判断は、正当である。

しかしながら、廃棄物該当性を判断するに際し「総合的に勘案する」という行政判断（司法判断とは異なることに留意されたい）は、法的安定性に欠けるものとなり得る。当然のことだが、廃棄物処理法は、その名称が示す通り、廃棄物を規制対象とする。つまり検討しようとするものが廃棄物である場合に適用される法令なのであって、それゆえに同該当性の判断は「廃棄物処理法適用性の判断」だとも言える。一般に法的安定性を確保するためには、その適用対象が比較的容易に特定されなければならないのだが、廃棄物処理法においては、そもそも、そのように特定することが困難なのである。その結果、許可権者ごとに判断が異なることすらあり得る。とりわけ産業廃棄物は広域的に処理されることもあるため、その積込地と荷降地の各許可権者が異なる見解を示した場合は悲劇と言わざるを得ない。

2) 廃棄物に該当しないもの

他方、「総合判断説」に基づくまでもなく、廃棄物処理法が適用されないものも存在する。

◇昭和46年10月16日環整第43号第一・2・(1)

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるものであって、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至るすべてのものというものであること。

なお、次のものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないこと。

ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの

イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの

ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

◇平成17年7月25日環廃産発第050725002号第一

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途（盛土、裏込め、堤防等）ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっており再生利用先が確保されていなければ、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だからただちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断

することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。

3) 廃棄物の疑いがあるもの

先に言及した通り、廃棄物処理法は検討しようとするものが廃棄物である場合に適用される。逆の言い方をすれば、検討しようとするものが廃棄物でなければ適用されずに済むわけである。これを逆手に取り「占有者の意思」として排出事業者等がリサイクルを主張し、廃棄物と疑わしきものを有価物として長期間保管し続けた結果、最終的に、再使用又は再生利用されることなく、不法投棄事案に発展してしまったという例が多く確認されている状況を受け、一定の基準が示された。

◇平成12年7月24日衛環第65号

廃棄物の定義については昭和46年10月25日付け環整第45号により通知しているところであるが、最近、廃棄物である使用済みタイヤを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が多く発生している。

野積みされた使用済みタイヤは、蚊、はえその他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあることから、廃棄物行政を主管する貴職におかれましては、これらの事案に対して廃棄物の適正な処理を実施するため、下記事項に留意の上、措置命令等の行政処分をもって厳正に対処されたい。

記

1. 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
2. 占有者の意思とは、客観的因素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であること。
3. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。
4. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。
5. 使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

◇平成12年7月24日衛産第95号

標記については、本日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長名で通知したところであるが、なお、下記事項に留意の上、野積みされた使用済みタイヤの適正処理の確保に遺漏なきを期されたい。

記

1. 上記通知 4 における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げることができる。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用するなど使用済みタイヤを自ら利用するものであって、これらの目的に加工等を行うため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。
 - (2) 上記(1)のとおり利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するものであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。
2. 上記通知 5 における「長期間にわたりその放置が行われている」とは、概ね 180 日以上の長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること。
3. 上記通知 5 における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げることができる。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用するなど使用済みタイヤを再生利用するものであって、これらの目的に加工等を行うため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。
 - (2) 上記(2)のとおり再生利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するものであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていること。

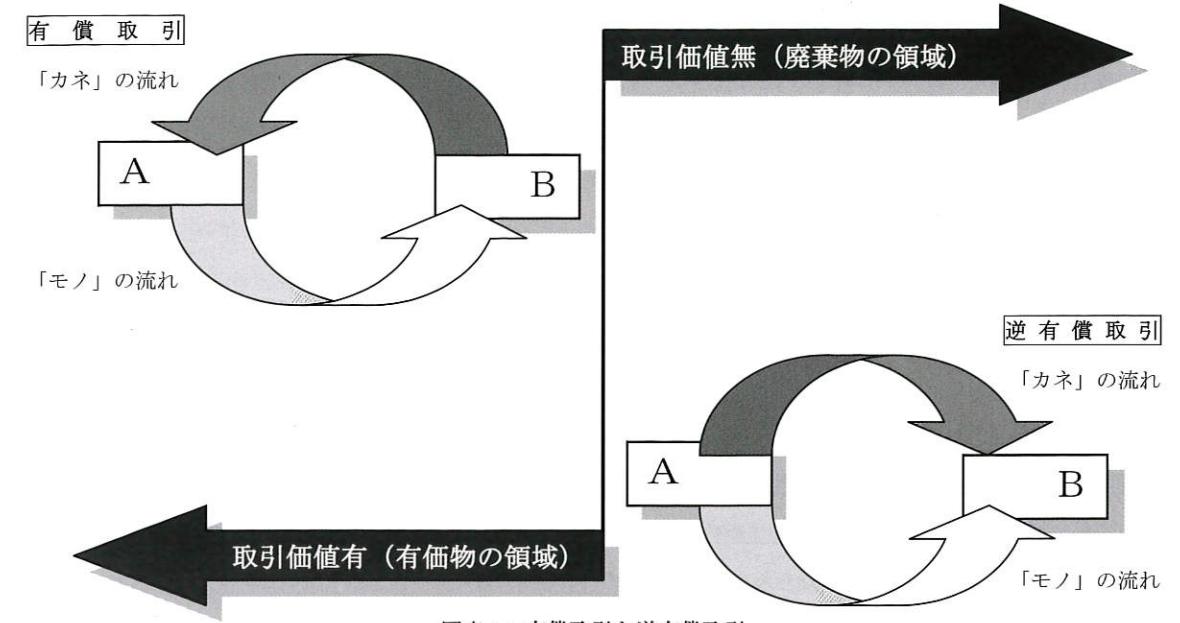
◇平成 13 年 11 月 29 日環廃産 513 号

標記について、別紙のとおり当職あて照会のあったところ、いずれの照会事項についても貴見のとおり解して差し支えない旨回答したところであるので了知されたい。

なお、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号及び衛産第 95 号をもって通知した「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「廃棄物」の定義を明確化したものであり、使用済みタイヤ以外の物についても、それが「廃棄物」に該当するか否かを判断する際に準用できるものである（本通知では、廃棄物である使用済みタイヤが「長期間にわたりその放置が行われている」ことの判断基準として概ね 180 日以上の期間をあげているが、他の廃棄物についても当該期間が直接適用されるわけではないので、廃棄物の特性及び放置の状態等に照らし、180 日以内であっても処分として行政処分を行うことは可能である。）のでその旨了知されるとともに、廃棄物の適正処理の確保に遺漏のないようお願いする。

4) 輸送費等の取扱い

廃棄物該当性を判断するに際し、主たる要素となりがちなのが「取引価値の有無」である。「自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」について、通常、占有者である排出事業者等は、金銭を支払ってでも当該物を他者に引き取ってもらいたいと考える。つまり取引主体間において「カネ」の流れと「モノ」の流れが相反する一般的な商取引（「有償取引」）とは異なり、廃棄物に関する取引では「カネ」の流れと「モノ」の流れが合致するわけである。



図表 1：有償取引と逆有償取引

このような取引を「逆有償取引」といい、その対象に関する廃棄物該当性は相対的に高い。他方「有償取引」の場合でも、取引対象の輸送等に要する費用を考慮していないなかつたがゆえに、それが成立していることが多い。具体的には取引主体間で「有償取引」が成立していたとしても、当該間の輸送等を第三者が担い、その費用を取引対象の引渡側が負担したため、当該費用が「有償取引」によって得た売却益を上回ってしまった結果、引渡側に損失が生じている場合である。RPF（固形燃料）に関する取引はその典型で、少なくともこの場合における取引対象の輸送は廃棄物の収集運搬に該当し、廃棄物処理法が適用されることとなる。ところが取引対象が引取側、即ち取引対象に価値を見出している者に引き渡されて以降（引取側が取引対象の占有者となって以降）は、廃棄物処理法を適用しないものとされている。

◇平成 3 年 10 月 18 日衛産第 50 号

標記について、別紙(1)のとおり香川県廃棄物対策室長から照会があり、別紙(2)のとおり回答したので、参考までに通知する。

別紙(1)（平成 3 年 9 月 26 日三環 B 第第 435 号）

このことについて、次のとおり疑義を生じましたので、御多忙中とは存じますが、至急御回答をお願いします。

記

排出事業者 A が、排出場所たる自社地内で銅製錬事業の過程で生ずる水砕からみ、鉄精鉱を B に引き渡し、その際、当該廃棄物を B の指定する場所まで運送する費用として、トン当たり 1,750 円を B に支払う一方、300 円の売却代金を得ている。この場合、A は B に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 3 項に規定する産業廃棄物の処理を委託していると解してよいか。

また、上記の場合において、A が、排出場所たる自社地から B の指定する場所まで運搬することを運送業者 C に委託

して、運送費を C に支払う場合は、A は C に廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の運搬を委託していると解してよいか。

別紙(2) (平成 3 年 10 月 7 日衛産第 47 号)

平成 3 年 9 月 26 日付け三環 B 第 435 号をもって照会のあった標記について下記のとおり回答します。

記

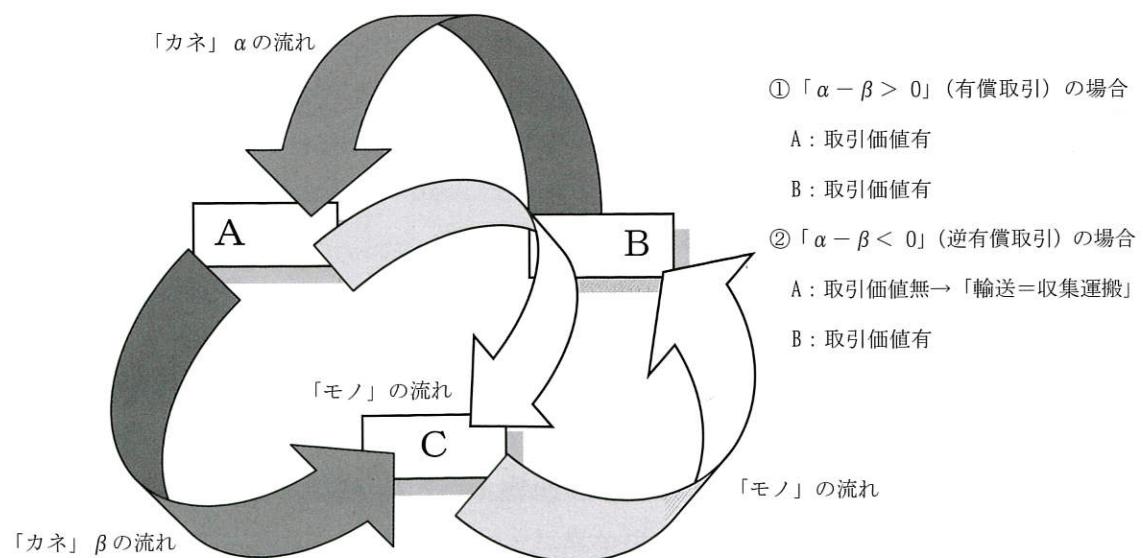
貴見によることとして差し支えない。

◇平成 17 年 3 月 25 日環廃産発第 050325002 号第四

平成 3 年 10 月 18 日付け衛産第 50 号厚生省生活衛生局水道環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。
- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していること。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。



◇平成 16 年 1 月 26 日水戸地判決要旨（判例集未登載）

本件木材が、この産業廃棄物である「木くず」に該当するか否かの判断に際しては、「おから」が改正前の本法施行令 2 条 4 項にいう「不要物」、ひいては法 2 条 4 項にいう「産業廃棄物」に当たるか否かにつき判断した最決平成 11・3・10 刑集 53 卷 3 号 359 頁が参考になる。同決定は、同施行令 2 条 4 項にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である、とした。そこで、以下においては同決定で示された定義及び考慮事項を参考に、本件木材が産業廃棄物である「木くず」に該当するか否かを検討する。

確かに、有償によりその物を入手したか否かの基準は、当該物が占有者ないし排出者にとって有用なものであるかを認定する上で、明確かつ有効な基準であるといえる。しかしながら、同基準を廃棄物に該当するか否かの絶対的ないしは決定的な基準とすると、その物の市況の変動によって廃棄物であるか否かが左右されることになりかねず、その処理等に許可が必要か否かも変わることになって法的安定性を著しく欠くものといわざるを得ない（なお、前記平成 5 年 3 月 31 日（衛産第 36 号）厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」は、市況の変動により許可の要否が変わることを是認しているようである。）。

また、ある物を再生利用しようと考えている場合には、その物を受け入れた後に、加工等を行って販売するなどの経済活動が行われるのであって、かような場合にも、その物の価値を当該経済との相関性なくして判断することは、近時の改正により法の目的として「再生」が加わったことや、資源の有効利用ないしは再資源化の法整備が進み、再資源化等を経済システムに乗せて循環型社会へ向かおうとする社会的動向と矛盾するといわざるを得ない。

そこで、再生利用を予定する物の取引価値の有無ないしはこれに対する事業者の意思内容を判断するに際しては、有償により受け入れられたか否かという形式的基準ではなく、当該物の取引が、排出業者ないし受入れ業者にとって、それぞれの当該物に関連する一連の経済活動の中で価値ないし利益があると判断されているか否かを実質的・個別的に検討する必要があると解される。

A 社は、木材に工作を加えてチップを製造してこれを売却しており、本件木材はまさにその原料となるのであるから、A 社にとって本件木材は取引価値があると認められる。また、甲社外 4 社にとっても、牛久工場以外に本件木材を持ち込んでいれば処分料金を支払う必要があったのであるから、本件木材を牛久工場に持ち込んだことにより利益を受けたことになり、かような利益を享受することができたのは、本件木材に価値が認められることの裏返しといふことができる。

本件木材は、建設業、解体業等により排出された当初は産業廃棄物である「木くず」の一部であったものの、甲社外 4 社が前記各法令等の趣旨に合致した選別等の作業をしたことにより、同社らが牛久工場に搬入する段階では、分離ないし処理されて有用物になったと認められる、ないしは、少なくとも、同段階においてまだ産業廃棄物であったとの立証はなされていないと認められる。

よって、本件木材が産業廃棄物である「木くず」に該当すると認めることはできない。

MEMO

2. 産業廃棄物（木くず）の追加について

◆平成 19 年 9 月 7 日環廃対発第 070907001 号・環廃産発第 070907001 号第 2・1

事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」（以下「物品賃貸業に係る木くず等」という。）が、産業廃棄物として追加されたことから、その取扱いに当たっては、以下の点に留意されたい。

なお、物品賃貸業に係る木くず等が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

(1) 物品賃貸業に係る木くずについて

「物品賃貸業に係る木くず」とは、日本標準産業分類による中分類 88 に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くずをいい、具体的には、リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずが該当する。

したがって、例えば、木製のリース物品が、当該リース契約終了後に有価物として売買され、その後、リース事業者以外の事業者から廃棄物として排出される場合には、当該廃棄物は、物品賃貸業から排出されたものではないため、

「物品賃貸業に係る木くず」には該当しない。

(2) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずについて

「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなる。

ここでいうパレットとは、貨物を荷役、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含むものである。

なお、魚や野菜などを輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる小型の木箱やパレットの使用を伴わない大型の木枠などは、パレットへの積付けのために使用されるものではないため、これらに係る木くずは、「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くず」には該当しない。

1) 事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第 2 条第 2 項により規定されている一般廃棄物の定義に基づき、従来、貨物用木製パレット等は、例え事業活動に伴って排出された廃棄物であっても、産業廃棄物の木くず（同施行令第 2 条第 2 号）に該当しないものとして「事業系一般廃棄物」に区分されてきた。これについて留意すべきことが 2 点ある。

第一に貨物用木製パレット等に関する処理責任の所在は、排出事業者ではなく、排出事業場を所管する市町村に存するわけだが、多くの市町村がそのような規定を受容する体制を整備できていない点である。事実、当該市町村の直営・委託・業許可付与一般廃棄物処理施設に関する処理能力等の事由により受入を拒否されている例は多い（あるいは、拒否されるまでには至らないものの、「…cm 四方以下に切断しておくこと」等といった「自己処理」を受入の条件としている市町村もある）。受入を拒否された排出事業者は、さぞかし

途方に暮れたことだろう。そこで開き直った排出事業者の中には（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理委託基準等を遵守した上で）同処理業者に引き取ってもらっていた者もいるようだが、引取側としては「一般廃棄物処理業に係る無許可営業」（廃棄物処理法第 25 条第 1 項第 1 号）に該当するのだから、何ともリスクの高い話である。

第二に、仮に市町村がそのような規定を受容する体制を整備できているとしても、当該市町村の直営・委託・業許可付与一般廃棄物処理施設は処理方法として「焼却」を採用している場合がほとんどだから、基本的に貨物用木製パレット等は適正処分され、再生利用されることがない点である。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号）に基づくと、これは廃棄物の取扱いに関する優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）と整合しないことになる。家具・器具類及びパレット等に由来する木くずは相対的に再生資源としての品質がよいため、産業廃棄物処理業者なら木材チップ等に再生利用することは必至なのだが・・・と考えている者は意外に多い。

産業廃棄物に区分されるもの	改正前 (平成 20 年 3 月 31 日まで)	改正後 (平成 20 年 4 月 1 日から)
	業種限定産業廃棄物	業種限定産業廃棄物
・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）
・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）に係るもの	・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）に係るもの	・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）に係るもの
・パルプ製造業に係るもの	・パルプ製造業に係るもの	・パルプ製造業に係るもの
・輸入木材の卸売業に係るもの	・輸入木材の卸売業に係るもの	・輸入木材の卸売業に係るもの
・物品賃貸業に係るもの	・物品賃貸業に係るもの	・物品賃貸業に係るもの
非業種限定産業廃棄物	非業種限定産業廃棄物	非業種限定産業廃棄物
・PCB が染み込んだもの	・PCB が染み込んだもの	・PCB が染み込んだもの
事業系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
・木製家具、器具類に係るもの	・木製家具、器具類に係るもの（物品賃貸業に係るものを除く）	・木製家具、器具類に係るもの（物品賃貸業に係るもの）
・貨物の流通のために使用したパレットに係るもの	・貨物の流通のために使用したパレットに係るもの	・こん包用の木材（パレットへの貨物の積付けのために使用したもの）に係るもの
・こん包用の木材に係るもの	・こん包用の木材に係るもの	・その他のもの
・その他のもの	・その他のもの	・その他のもの
家庭系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物
・家庭から排出されたもの	・家庭から排出されたもの	・家庭から排出されたもの

図表 3：廃棄物処理法施行令の改正に伴う木くずの区分

以上の背景もあり、平成 19 年 9 月 7 日に貨物用木製パレット等を産業廃棄物に追加することを趣旨として廃棄物処理法施行令が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

◇平成 19 年 7 月 27 日中環審意見具申第 4・1・(7)

木製パレットは、多種多用な業種から全体として少なくない量が恒常に排出されており、また、市町村における処理困難性も認められることから、業種を限定することなく、産業廃棄物として区分することが適当である。また、木製パレットに付随して用いられ、一体的に排出される梱包用木材についても、木製パレットと併せて産業廃棄物として区分することが適当である。

◇平成 19 年 7 月 27 日中環審意見具申第 4・2・(6)

このように、木製家具・器具類については、リース業からまとめて排出されており、市町村における処理が通常行わわれているとも考えにくいことから、排出事業者等の意見も勘案し、リース業から排出されるものについて、産業廃棄物として区分することが適当である。

2) 剪定枝・伐採木・流木等の取扱い

したがって道路又はダム等の管理に伴って排出される剪定枝・伐採木・流木等は、引き続き「事業系一般廃棄物」に区分されることとなる。

◇平成 19 年 7 月 27 日中環審意見具申第 4・3・(5)

このように、剪定枝・伐採木・流木などのその他の木くずについては、一部の市町村において処理が滞っている実態が認められるものの、総じて、市町村責任の下で一般廃棄物処理業者や排出事業者が処理を行っていること、また、排出事業者の意見も勘案し、処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を講じつつ、引き続き、一般廃棄物として区分することが適当である。

MEMO

3. 石綿含有産業廃棄物の適正処理について

◆平成 19 年 11 月 5 日環廻対発第 071105002 号・環廻産発第 071105005 号

石綿を含有する廃棄物の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」(平成 17 年 3 月 30 日付け環廻産発第 050330010 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知)の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿った適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 250 号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 23 号)の施行を踏まえ、新たに「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれでは、本マニュアルを関係者に周知し、本マニュアルに沿った石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。また、平成 17 年 3 月 30 日付け環廻産発第 050330010 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1) 石綿含有廃棄物等マニュアル(抜粋要約)

工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた、廃石綿等(廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 第 5 号へ)以外の産業廃棄物であって、石綿を 0.1 重量% 超えて含有するものを石綿含有産業廃棄物(同施行規則第 7 条の 2 の 3)として区分し、別途追加的に処理基準等が規定されている。なお当該産業廃棄物は法定種類を示すものではなく、廃プラスチック類(廃棄物処理法第 2 条第 4 項第 1 号)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず(同施行令第 2 条第 7 号)、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(がれき類、同施行令第 2 条第 9 号)等に該当する。

◇平成 18 年 8 月 9 日環廻対発第 060809002 号・環廻産発第 060809004 号第二・2

石綿含有廃棄物は、そのままでは飛散性ではなく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれはないが、破碎すると飛散により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるという性格を有するものである。

このため、①収集又は運搬に当たっては破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して行うこととともに、②処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により行い、又は直接に埋立処分をする場合には一定の場所で分散しないように行うこととする。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により処分することにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすることとする。

の技術上の基準に従い溶融する方法

四 石綿含有産業廃棄物を前三号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第2号に掲げる方法（無害化処理告示第5条及び第6条の規定が適用される場合に係るもの）による無害化処理を行う設備に投入する場合又は前号に掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第12条の2第13項第6号イからハまでに掲げる要件を備えた破碎設備を用い、かつ、規則第12条の7第13項第11号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。）

◇平成18年8月9日環廃対発第060809002号・環廃産発第060809004号第三・2

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる施行令第7条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。この追加に伴い、施設の構造上の基準及び維持管理の基準を定めることとする。また、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設については、小規模であっても生活環境保全上支障がないように適切な構造及び維持管理により飛散を防止し、適切な処理を行う必要があるため、規模要件は定めないこととする。

また、当該施設において石綿含有産業廃棄物等に他の廃棄物を混合して処理し、焼却が行われるのであれば、当該施設は焼却施設でもあることから、当該施設を設置する者は焼却施設の許可及び石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の許可の両方を取得する必要がある。なお、前処理用の破碎設備については、当該施設の一部とみなし、破碎施設の許可を別途取得する必要はないものとする。

参考：平成18年9月27日環廃対発第060927001号・環廃産発第060927002号第二・2・(1)（施行規則第12条の2第13項関係）

- ① 外気と遮断された状態で石綿含有産業廃棄物等を投入することができる供給設備が設けられていることとする。ただし、バッチ式溶融炉のように、1回ごとに石綿含有産業廃棄物等を溶融する方式の溶融炉であって、石綿含有産業廃棄物等の溶融中に外気と接することができないものについては、この規定は適用しない。
- ② 石綿含有産業廃棄物等を摄氏1500度以上の状態で溶融することができるものであることとする。
- ③ ②の温度を石綿含有産業廃棄物等の溶融に必要な滞留時間を保つことができるものであることとする。溶融を行うに必要な滞留時間については、当該溶融炉の構造等を踏まえて判断されたい。
- ④ 適切な溶融炉内の温度を保つため、空気量を調節することができる設備その他の必要な設備を設置されていることとする。
- ⑤ 適切な運転が行われていることを確認するため、溶融炉内の温度を連続的に測定する必要があるが、溶融炉内の温度を直接測定するのは困難であることにかんがみ、溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていることとする。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合はこの限りでない。間接的に測定する場合にあっては、測定温度と溶融中の石綿含有産業廃棄物等の温度に一定の相関が認められる位置において測定することとする。
- ⑥ 「排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）」とは、排ガスにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない処理を行うことができるものであり、具体的には、バグフィルタ又は同等以上のばいじん除去能力を持つ設備を備えた排ガス処理設備を指す。また、排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることについては、排ガス中の石綿の濃度が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地境界における規制基準を参考に判断することとする。

の石綿の濃度が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地境界における規制基準を参考に判断することとする。

- ⑦ 溶融処理に伴い生じる溶融処理生成物が適正に溶融されていることを確認するために、溶融処理生成物が炉外に出る際の流動状態を確認できるモニター等の設備が設けられていることとする。
- ⑧ 溶融処理の前処理として必要な破碎を行なう場合にあっては、以下の要件を備えた破碎設備が必要であることとする。なお、当該設備は、溶融施設に付属する前処理設備として扱うものであり、溶融施設に係る許可時に併せて審査を行うこととし、別途破碎施設の許可を要するものではないこととする。
 - ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するモニター等の設備を備えるなど、必要な措置が講じられていることとする。
 - イ 破碎設備は石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう建物の中に設けられていることとする。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合（設備全体が覆い等で覆われ、外部に石綿含有産業廃棄物及び破碎によって生じた粉じんが飛散しない場合等）は、この限りでない。
 - ウ 破碎施設から生じる粉じんの周囲への飛散を防止するため、バグフィルタ又は同等以上の粉じん除去能力を持つ集じん器等、粉じんを除去する高度な機能を有する集じん器及び散水装置その他必要な装置を備えていることとする。

参考：平成18年9月27日環廃対発第060927001号・環廃産発第060927002号第二・2・(2)（施行規則第12条の7第13項関係・平成18年7月27日環境省告示第101号）

- ① 施設の構造基準に対応した適切な維持管理を行い、記録することとする。
- ② 排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。
- ③ 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行うこととする。ここでいう、環境大臣が定める基準とは、以下のような性状になることをいう。
 - (ア)溶融処理生成物に石綿が検出されない状況にすることとする。
 - (イ)「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本工業規格JIS A 1481）に準拠した方法を用いることとする。
 - (ウ)(イ)において、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。（電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。）
- ④ 破碎によって生ずる粉じんのための集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。

◇平成18年8月9日環廃対発第060809003号・環廃産発第060809005号第四・1

（参照：平成18年7月27日環境省告示第99号第1条及び第2条）

無害化処理認定制度の趣旨を踏まえ、無害化処理の内容が当該廃棄物の迅速・安全な処理の確保に資するものであることを要件とする。内容の基準を改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第6条の24の4及び第12条の12の16に規定し、無害化処理認定を受けようとする者に対し、これらの基準に適合することを認定の要件とする。

① 石綿を含む廃棄物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物について、高度な技術を用いて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることとする。ここでいう、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状」とは、以下の性状になることをいう。

ア 石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等（以下「石綿含有一般廃棄物等」という。）の無害化処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「無害化処理生成物」という。）に石綿が検出されない状況にすることとする。

イ 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本工業規格 JIS A 1481）に準拠した方法を用いることとする。

ウ イにおいて、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。（電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。）

② 高度な技術による無害化処理が、石綿含有一般廃棄物等の迅速な処理に資するよう、廃棄物の処理能力が1日5トン以上の施設であることとする。ただし、石綿含有一般廃棄物等の投入量が著しく少量である場合には、本制度の趣旨にはそぐわないため、認定の対象とはならない。

③ 排ガスにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない処理の方法であることとする。ここでいう人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないこととは、排ガス中の石綿の濃度が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じんの敷地境界基準を参考に判断することとする。（測定方法等について別途通知する。）

④ 無害化処理施設に付属する排ガス処理設備から生ずるばいじん及び集じん器から生ずる粉じんについては、当該無害化処理施設での再度の無害化処理又はセメント固化することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないよう処理又は埋立処分を行うこととする。

前者においては、廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項により規定されている法定帳簿への記載事項に加え、i 各月の石綿の種類・数量、ii 炉温連続監視記録、iii 排ガス中の石綿濃度、iv 生成物の組成に関する分析結果も記載した上で5年間保存する。なお当該生成物は、基本的に石綿含有産業廃棄物に該当しない「安定型産業廃棄物」として取り扱われることとなる。

◇平成18年9月27日環廢對發第060927001号・環廢產發第060927002号第二・1・(4)（施行令第6条第1項第3号イ関係）

石綿含有産業廃棄物等を無害化処理認定を受けた施設（溶融処理を行う施設に限る。）において処理した場合に生じた溶融処理生成物及び施行令第7条第11号の2に掲げる施設において生じた溶融処理生成物は、施行令第2条第8号に掲げる鉛さいに該当するものとして扱うこととする。このうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第105号）に定める産業廃棄物については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物とする。また、石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は同じく溶融処理したことにより生じたばいじんを溶融処理し生成したものについても同様とする。

なお、既に法第14条第6項若しくは第14条の2第1項の許可を受けている者であって、施行令第6条第1項第3号イ(4)に掲げる廃棄物（以下「ガラスくず等」という。）を扱うことができる者については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物を扱うための許可を受けたものとみなす。また、既に法第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を受けている場合であって、当該安定型最終処分場がガラスくず等を埋め立てができる施設である場合については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物を埋め立てができる安定型最終処分場とみなすこととする。

◇平成18年7月27日環境省告示第105号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第3号イ(6)に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉛さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第1欄に掲げる物質ごとに同表の第2欄に掲げる基準に適合するものとする。

一 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成18年7月環境省告示第102号。以下「石綿処分方法告示」という。）第2条第1項第1号又は第3号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物（令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

二 石綿処分方法告示第2条第1項第1号又は第3号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じたばいじんを廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平成18年7月環境省告示第101号。以下「基準告示」という。）に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

三 石綿処分方法告示第2条第1項第2号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の10第1項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）を行ったことにより生じた産業廃棄物

四 石綿処分方法告示第2条第1項第2号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成18年7月環境省告示第100号。以下「無害化処理告示」という。）第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

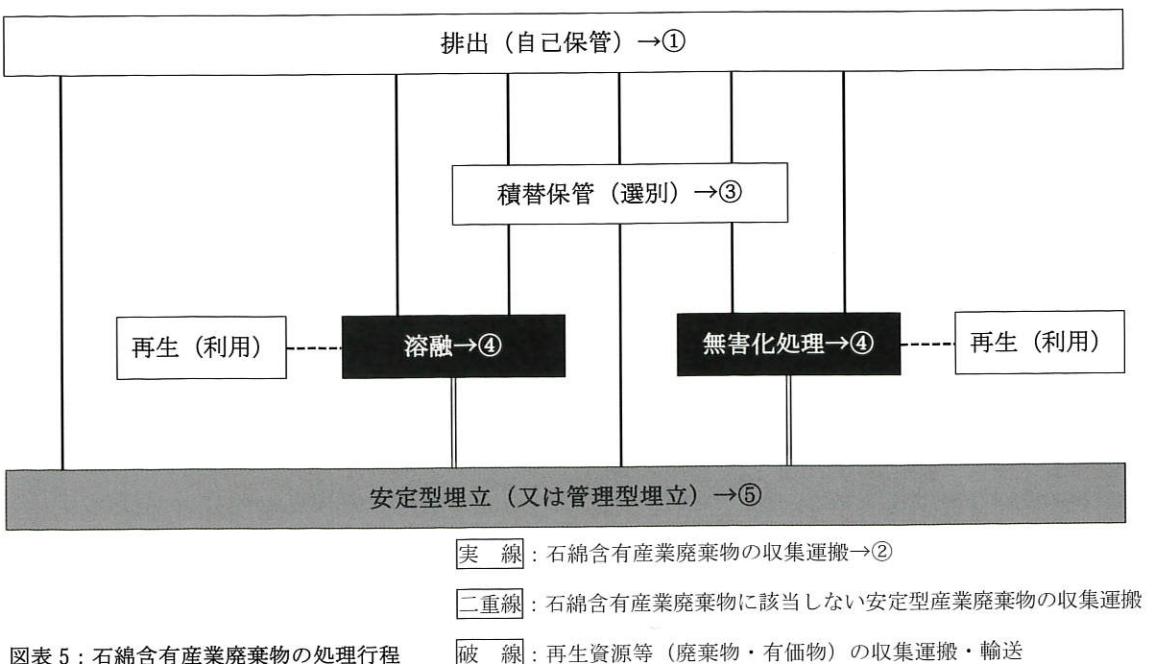
五 石綿処分方法告示第2条第1項第4号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第1号又は第3号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

六 石綿処分方法告示第2条第1項第4号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第2号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

七 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月厚生省告示第194号。以下「平成4年告示」という。）第13号イに掲げる方法により廃石綿等（令第2条の4第5号ヘに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

八 平成4年告示第13号イに掲げる方法により廃石綿等を溶融したことにより生じたばいじんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

- 九 平成 4 年告示第 13 号に掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた産業廃棄物
- 十 平成 4 年告示第 13 号に掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを無害化処理告示第 1 条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物
- ⑤最終処分基準（同施行令第 6 条第 1 項第 3 号ヨ）
- 基本的には廃棄物処理法施行令第 7 条第 14 号により規定されている安定型最終処分場を使用して埋め立てる方法にて行い、海洋投入を行わない。埋立に際しては、i 必要に応じて湿潤化してから荷降しを行う、ii 痕地の管理・利用等に留意した上で一定の場所を選定し石綿含有産業廃棄物が分散しないようにする、iii 各日の業務終了後に上面を覆土する、iv 覆土後に必要に応じて転圧する、v 排出事業者（氏名又は名称及び住所）・埋立時期（受入年月日）・埋立方法（覆土を含む具体内容）・埋立量・埋立場所（位置及び深さ）・埋立場所を示す平面設置図及び断面図・安定型最終処分場等の管理者（産業廃棄物処理施設技術管理者）・その他を記録し永久保存する。
- ◇平成 18 年 9 月 27 日環廃対発第 060927001 号・環廃産発第 060927002 号第二・1・(3)・前段
- 石綿含有廃棄物の埋立処分に当たっては、一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずることとする。（施行令第 3 条第 3 号チ及び第 6 条第 1 項第 3 号ヨ関係）
- ◇平成 18 年 9 月 27 日環廃対発第 060927001 号・環廃産発第 060927002 号第二・3・(2)・③
- （参照：平成 18 年 8 月 9 日環廃対発第 060809002 号・環廃産発第 060809004 号第五・2）
- 最終処分場の設置者は、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとする。（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 2 項第 20 号、第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号関係）



2) 非飛散性アスベスト廃棄物

石綿含有産業廃棄物は平成 18 年 7 月 26 日の廃棄物処理法施行令・同施行規則の改正をもって創設された（同年 10 月 1 日に施行された）ものであり、それ以前は「非飛散性アスベスト廃棄物」として取り扱われていた。定義上、後者が前者と根本的に異なっていた点は石綿の含有重量率であり、1 重量%超（現行定義の 10 倍）と規定されていた。他方、処理基準等については、現行基準とほぼ同様に破碎又は切断等が原則禁止とされていたものの、産業廃棄物破碎業者等が処分を受託できるような配慮もあった。当該改正に伴い、これは失効したのだが、そこである問題が浮上した。

◇平成 17 年 8 月 22 日環廃産発第 050822001 号

- 1 非飛散性アスベスト廃棄物に含まれるアスベストの飛散を防止するため、処理の過程において当該廃棄物の破碎、切断等は行わないこと。ただし、以下の場合はこの限りでないこと。
- ア 当該廃棄物の運搬が原型のままでは著しく困難な場合に、湿潤化等アスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、当該運搬に必要な限度において行う切断等（なお、当該切断等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、袋詰めを行うこと。）
- イ 当該廃棄物の溶融処理を行うに当たり、屋外へアスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、当該溶融処理に必要な限度において屋内で行う破碎等
- ウ 最終処分場において独自に受入条件が定められている場合において、当該条件に合致させるために必要な限度で屋外へアスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、屋内で行う破碎等（なお、当該破碎等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、袋詰めを行うこと。）
- 2 中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。

- 3 非飛散性アスベスト廃棄物の安全な処理を確保するためには、排出事業者（中間処理業者を含む。）から産業廃棄物処理業者に対し非飛散性アスベスト廃棄物に係る情報が確実に伝達されることが重要であること。したがって、排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託する際には、委託契約書に非飛散性アスベスト廃棄物である旨を明記するとともに、産業廃棄物管理票の交付に当たっては、「産業廃棄物の種類」の欄の余白に「非飛散性アスベスト」である旨を記載し、他の廃棄物と区分して排出するよう指導を徹底されたいこと。

◇平成 18 年 9 月 27 日環廃対発第 060927001 号・環廃産発第 060927002 号第二・3・(5)

石綿含有産業廃棄物について、今般飛散防止のための処理基準の強化等の措置を法令上位置付けたことに伴い、標記通知は廃止することとする。なお、中間処理業者において、積替え保管設備を活用して最終処分場に搬入する場合が考えられることから、都道府県等においては、これら中間処理業者から、収集又は運搬（積替え保管を含む。）に係る申請があった場合には、保管場所の確認を行い、基準に適合していると認められる場合には、速やかに当該収集運搬業の許可を発出されたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により他自治体からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場

合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。したがって、かかる事態を招くことなく円滑な処理が確保されるよう留意されたい。

当時、少なからず許可権者は、産業廃棄物処分業者に対して同収集運搬業（積替保管を含む）許可を付与しない、あるいは同収集運搬業（積替保管を含む）者が同処分業許可を申請する場合には同収集運搬業（積替保管を含む）許可の一部廃止届を条件とする指導を行っていた。「同処分業許可を取得していれば、処分のための保管が可能なのだから同一の行政管区において同収集運搬業（積替保管を含む）許可が有用となることはあり得ず、むしろ双方とも付与することは同処分業者に積替保管のための場所を処分のための『第二保管場所』として使用させ、処理能力を超えた処分を助長させることに繋がりかねない」という行政判断に基づいて・・・である。以上の状況における前述の改正は、「施行以降も同破碎業者等が石綿含有産業廃棄物を引き取り続けるためには、例えば、同収集運搬業（積替保管を含む）許可を取得しなければならない」という事態を引き起こし、一部の許可権者は従来の指導を変更せざるを得なくなつた。それでも申請から付与までの間、同破碎業者等は当該産業廃棄物を引き取れなくなってしまう。改正施行期日が平成18年10月1日だというのに、以上の点を周知させるための「通知」は当該期日の数日前に発出されているのだから、同破碎業者等としては不満の残るところであったろう。また、これは排出事業者にとっても問題があった。当該改正は、同破碎業者等が同処分業者から同収集運搬業者へ受託上の立場の移行を余儀なくされたことを示唆する。したがって排出事業者は、改正施行前において締結していた同処分委託契約を解約し、改めて同収集運搬委託契約を締結しなければならないのと同時に、同破碎業者等（改正施行後における同収集運搬業〔積替保管を含む〕者）の搬入先となり得る同処分業者（溶融若しくは無害化処理又は埋立のいずれかの処理方法にて受託できる者）を選定し、別途同処分委託契約を締結しなければならなくなつたのである。

◇平成18年9月27日環廃対発第060927001号・環廃産発第060927002号第二・3・(1)・②

今般の政令等の改正により、石綿含有産業廃棄物の破碎のみの処理を行うことが禁止されたため、排出事業者に対して破碎のみの委託を行うことがない等、処理基準の改正について十分な周知を図られたい。

MEMO

4. 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて

◆平成18年6月1日環廃産発第060601001号

廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものについては、平成10年7月16日付け環水企第299号環境庁水質保全局長通知（以下「平成10年局長通知」という。）により、安定型最終処分場に埋め立てることが可能であることとされているところであるが、その後の新たな科学的知見により、紙を除去した後でも、これに含まれる糖類が硫化水素产生に寄与し、安定型最終処分場への埋立処分を行った場合、高濃度の硫化水素が発生するおそれがあることが明らかになったことから、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号イ(4)の廃石膏ボードとして取り扱うこととしたので、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。ただし、最終処分場の混乱を避けるため、周知期間を設け、十分な周知を行った上で当該取扱いを行うこと。

なお、上記知見に関しては、国立環境研究所研究報告第188号「安定型最終処分場における高濃度硫化水素発生機構の解明ならびにその環境汚染防止対策に関する研究」（独立行政法人国立環境研究所ホームページ（<http://www.nies.go.jp/kanko/kenkyu/pdf/r-188-2005.pdf>））を参照されたい。

記

1 平成10年局長通知の一部改正

平成10年局長通知を次のように改正すること。

「第一 安定型産業廃棄物の見直し（廃掃令第6条第1項第3号イ及びロ）1 安定型廃棄物の範囲の見直し」のうち、以下の部分を削る。

「また、石膏ボードについては、紙が付着しているため安定型産業廃棄物から除外することとしたものであり、付着している紙を取り除いた後の石膏については、従来どおり安定型最終処分場に埋め立てることが可能であること。」

2 搬入管理の徹底

既存の安定型最終処分場についても、本通知に基づき、今後の埋立てに当たっては、平成10年局長通知第一の2「混入又は付着の防止措置」に従い、搬入管理の徹底を図ること。

3 既に廃石膏ボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場に対する措置

平成10年局長通知等に基づき、既に廃石膏ボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場については、埋立地内部の水分量を少なくすることが硫化水素発生の抑制対策となることから、雨水の浸入を防ぐため、覆土（硫化水素と反応しやすい遊離鉄等を多く含む土材が望ましい。）の徹底を図ること。

また、異臭等の発生により、硫化水素の発生が認められた際には、平成12年9月6日付け衛生発第1362号厚生省生活衛生局水道環境部長通知（「安定型最終処分場における硫化水素対策について」）に基づき、ガス抜き管の設置等必要な措置を講じられたい。

紙が剥離された廃石膏ボードであっても、廃棄物処理法施行令第7条第14号ハにより規定されている管理型最終処分場で埋め立てなければならなくなつたことにより、排出事業者等は、当該廃石膏ボードの最終処分委託先を、安定型最終処分場を使用する産業廃棄物

処分業者から管理型最終処分場を使用する同処分業者へ変更しなければならなくなった。

◇平成 10 年 7 月 16 日環水企第 299 号第 1・1

廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）については、改正令による改正前の廃掃令においては、安定型産業廃棄物として、安定型最終処分場（廃掃令第 7 条第 14 号口に掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）に埋め立てることが可能とされてきたが、改正令により、これらの安定型産業廃棄物のうち、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるものをいう。以下同じ。）、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃プラウン管（側面部に限る。以下同じ。）及び廃石膏ボードについては、安定型最終処分場への埋立処分を禁止することとしたこと。

このうち、廃容器包装については、有害な物質（廃掃令別表第 5 の下欄に掲げる物質。以下第 1 において同じ。）又は有機性の物質（例えば、食品、油等の有機性の汚濁の原因となる物質）と接触しないように使用され、又は排出前に十分洗浄されたこと等により、これらの物質の混入又は付着がないように分別して排出され、かつ、処分されるまでの間これらの物質が混入又は付着したことがないものは、安定型産業廃棄物として扱うことができること。

また、石膏ボードについては、紙が付着しているため安定型産業廃棄物から除外することとしたものであり、付着している紙を取り除いた後の石膏については、従来どおり安定型最終処分場に埋め立てることが可能であること。なお、有害な物質又は有機性の物質の混入又は付着の有無を判断するに当たっては、廃棄物の排出工程等必要な情報を把握することが有効であること。

これにより紙が剥離された廃石膏ボードの処理料金と紙が剥離されていない廃石膏ボードの処理料金の間に従前相当の価格差が生じないようになれば、紙と石膏に分別してから排出しようとするインセンティブが排出事業者等に作用しないこととなる。場合によっては、剥離した紙の処理料金を別途請求されることもあり得るだろうから、むしろ分別しないまま排出しようとするインセンティブが作用するようになると予想される。

MEMO

5. 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加について

◆平成 18 年 3 月 31 日環廃対発第 060331006 号・環廃産発第 060331002 号第三

（規則第 8 条の 4 の 2 及び改正省令附則第 7 条関係）

1 改正の趣旨

産業廃棄物の収集運搬や処理の委託契約の有効期間中に、製造業者の製造工程や排出事業者の排出工程等の変更により産業廃棄物の性状等が変化することがあるが、その性状等が変化した後の産業廃棄物に係る新しい情報が処理業者へ提供されないことに起因して、処理業者がその産業廃棄物に対する適切な処理を行うことができずにその処理過程で事故が発生するおそれがある。このため、産業廃棄物に係る情報に変更が生じた場合の当該情報の伝達方法を委託契約に含まれるべき事項に追加したものである。

2 改正の内容

産業廃棄物の性状等の内容について契約締結時から変更が生じた場合、受託者である処理業者において処理方法の検討が必要となるが、処理方法の変更を検討する必要がある産業廃棄物の性状の変動幅は処理業者により異なるものである。よって、委託契約時に、あらかじめ委託者と受託者との間で、契約の有効期間中に規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号に掲げる産業廃棄物の性状等に変更があった場合の産業廃棄物の情報の伝達方法を取り決め、委託契約書に記載することとしたこと。

なお、産業廃棄物の種類が変更となる場合や処理方法の変更が必要な場合には、従前どおり委託契約の変更となることに留意すること。

3 経過措置

本改正内容は、平成 18 年 7 月 1 日から施行するが、施行の際既に締結している委託契約については、当該契約の更新までの間は、適用を猶予する旨の経過措置を設けることとしたこと。

◆平成 18 年 5 月 26 日環廃産発第 060526004 号

第一 改正の趣旨

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づき、次に掲げる対象有害物質を含有する対象製品であって、平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものについては、日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マークによる表示が義務づけられる。このため、有害物質情報の表示された製品が廃棄される段階で、こうした情報を処理の過程で活用できるよう、産業廃棄物の排出事業者から処理業者への情報伝達を制度化したものである。

（1）対象有害物質

鉛又はその化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）

（2）対象製品

パソコンコンピュータ、ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機

第二 改正の内容

日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マークが付された上記対象製品を産業廃棄物として処理委託する場合

には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 2 第 3 号で定める産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約書に当該含有マークが付されている旨を記載することを追加したものである。

第三 経過措置

本改正内容は、平成 18 年 7 月 1 日から施行するが、施行の際に既に締結している委託契約については、当該契約の更新までの間は、適用を猶予する旨の経過措置を設けるとともに、施行前に製造された製品については適用しない旨の経過措置を設けることとした。

◆平成 18 年 9 月 27 日環廃対発第 060927001 号・環廃産発第 060927002 号第二・3・(2)・②

(参照：平成 18 年 8 月 9 日環廃対発第 060809002 号・環廃産発第 060809004 号第五・2)

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。なお、当該規定が施行の際に既に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を規定することが望ましい。（施行規則第 8 条の 4 の 2、第 8 条の 20、第 8 条の 21、第 8 条の 31 の 2、第 8 条の 32 関係）

1) 産業廃棄物処理委託契約書に記載されるべき事項

平成 20 年 2 月時点において、産業廃棄物収集運搬委託契約書に記載されるべき事項及び同処分委託契約書に記載されるべき事項は、それぞれ 20 項目及び 21 項目となっている。

2) 廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDS ガイドライン—

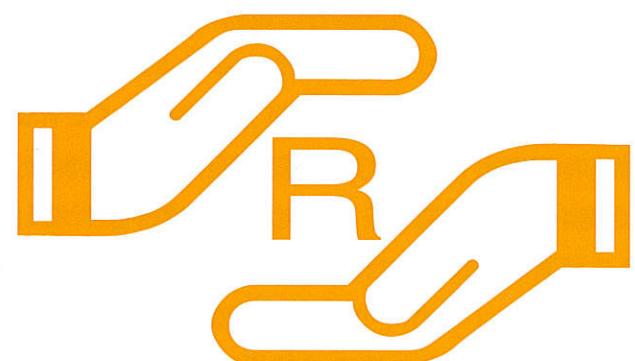
産業廃棄物の処理工程において排出事業者から同処理業者へ個々の産業廃棄物に関する特性（廃棄物情報）が十分に提供されていないことに起因する事故等は多発している。これを受け、平成 17 年 7 月に環境省が取りまとめた「製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書」では、同処理業者における産業廃棄物の適正処理の促進に必要な情報を明確にし、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を作成することが適当とされた。

当該ガイドラインには「廃棄物データシート（WDS）」が収録されており、例えば、委託契約の有効期間中に委託した産業廃棄物に係る廃棄物情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法として、同データシートを使用すること等も考えられる。

MEMO

産業廃棄物処理委託契約に含まれる事項	
●委託する産業廃棄物の種類	●委託する産業廃棄物の数量
●委託契約の有効期間	●委託者が受託者に支払う料金
●受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲（事業区分及び産業廃棄物の種類）	●委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
○当該産業廃棄物の性状に関する事項	○当該産業廃棄物の荷姿に関する事項
○通常の保管状況の下での当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項	○他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
○当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項	●廃バーソナルコンピュータ・廃ユニット形エアコンディショナー・廃テレビジョン受信機・廃電子レンジ ・廃衣類乾燥機・廃電気冷蔵庫・廃電気洗濯機
○委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	○その他当該産業廃棄物の取り扱い際に注意すべき事項
●委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項	●委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
●受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	●委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
産業廃棄物収集運搬委託契約に含まれる事項	
●運搬の最終目的地の所在地	●処分又は再生の場所の所在地
●受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、当該積替え又は保管を行う場所の所在地	●処分又は再生の方法
●受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、当該場所において保管できる産業廃棄物の種類	●当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地
●受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、当該場所に係る積替えのための保管上限	●当該産業廃棄物に係る最終処分の方法
●前 3 項の場合において当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項	●当該産業廃棄物に係る最終処分に係る施設の処理能力
産業廃棄物処分委託契約に含まれる事項	
●処分又は再生の場所の所在地	
●処分又は再生の方法	
●処分又は再生に係る施設の処理能力	
●当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地	
●当該産業廃棄物に係る最終処分の方法	
●当該産業廃棄物に係る最終処分に係る施設の処理能力	

図表 6：産業廃棄物処理委託契約に記載されるべき事項



図表 7：日本工業規格 C0950 号に規定する含有マーク

6. 産業廃棄物管理票に関する報告書について

◆平成 18 年 12 月 27 日環廃産発第 061227006 号第二・3

施行規則様式第 3 号において、従来は産業廃棄物の種類、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬受託者の許可番号、運搬先の住所、処分受託者の氏名又は名称、処分受託者の許可番号及び処分場所の住所を記載することとしていたところであるが、これらに加え、当該事業者の業種及び排出量の項目を追加することとする。

この際、記入に当たっては以下に留意されたいこと。

(1) 業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠することとする（別添 1 参照）。

(2) 産業廃棄物の種類

法第 2 条第 4 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条及び第 2 条の 4 の区分に準拠することとする。

ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能であることとする（別添 2 準拠のこと）。

(3) 排出量

単位には「トン」を用いて記載することとする。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例（参考値）を別添 2 に整理しているので、これを参考に記入することも可とする。なお、この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という性格のものであることに留意されたい。

また、電子マニフェストを使用する場合であって、トン数での報告でない場合にあっては、情報処理センターにおいて別添 2 の換算表に基づき換算するという取扱いとすることにする。

(4) 石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物が含まれていることを明らかにすることとする。

1) 経過措置の改正

実のところ産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化は、従前から廃棄物処理法（第 12 条の 3 第 6 項及び同施行規則第 8 条の 27 等）により規定されていた。これまで許可権者が当該報告を求めていなかったのは、「当分の間、第 1 条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 27 及び第 8 条の 36 の規定は、適用しない」（平成 12 年 8 月 18 日厚生省令第 115 号附則第 2 条）という経過措置が設けられていたからである。

平成 18 年 7 月 26 日に廃棄物処理法施行規則が改正され、この「当分の間、・・・」が「平成 20 年 4 月 1 日までは、・・・」と規定し直されたことにより「猶予」が解除されることとなった。またこれに伴い、当該報告に際して使用が義務付けられていた様式（同施行規則様式第 3 号）も変更されることとなった。

2) 疑義解釈

過去の照会内容及びその回答例（許可権者により若干異なり得る）を示す。

Q01 義務化の対象はだれか？

～A01 前年度に産業廃棄物管理票を交付した排出事業者となる。また同中間処理業者についても、中間処理産業廃棄物の委託処理に際して同管理票を交付しているため対象となる。

Q02 電子マニフェストにより登録している排出事業者は報告が不要なのか？

～A02 義務そのものが消滅するわけではないが、報告は情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が行うことになるため（廃棄物処理法第 12 条の 5 第 8 項及び同施行規則第 8 条の 36）、前年度に電子マニフェストにより登録した排出事業者が踏むべき手続きは特にならない。

Q03 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみに対する同管理票の交付等状況についても報告が必要なのか？

～A03 そもそも専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理のみを同処理業者に委託することは、「同管理票の交付を要しない場合」（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 19 第 3 号）に該当するため、報告は不要である。

◇昭和 46 年 10 月 16 日環整第 43 号第三・4・(2)

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

Q04 報告を行わないことによる罰則はあるのか？

～A04 直罰はないが、許可権者から必要な措置を講ずべき旨の勧告がなされる（廃棄物処理法第 12 条の 6 第 1 項）。さらに、当該勧告に従わなかった場合、許可権者はその旨を公表し（廃棄物処理法第 12 条の 6 第 2 項）、それでもなお当該勧告に従わなかった場合は必要な措置を講ずべき旨の命令がなされる（廃棄物処理法第 12 条の 6 第 3 項）。そして当該命令に違反した場合に 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる（廃棄物処理法第 29 条第 12 号）。

Q05 報告の受理期間はいつからいつまでか？

～A05 原則として、本年度分については、次年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までとなる。

Q06 報告先はどこか？

～A06 排出事業場を所管する許可権者となる（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 27）。

Q07 産業廃棄物中間処理業者は、中間処理産業廃棄物の委託処理に際して交付する同管理票（2 次マニフェスト）及び自らが新規に排出する産業廃棄物の委託処理に際して交付する同管理票（1 次マニフェスト）の双方について報告が必要か？必要ならば、1 次マニフェスト及び 2 次マニフェストごとの報告が必要なのか？

～A07 1 次マニフェスト及び 2 次マニフェストの双方について報告が必要となる。また委託する産業廃棄物の種類、同収集運搬業者（運搬受託者）、同処分業者（処分受託者）等が同

一であれば、双方を一括して報告を行っても支障ない。

Q08 建設工事等のように、排出事業場の設置が短期間であったり、所在地が一定しなかつたりする場合、どのように報告を行うのか？

～A08 当該排出事業場を管理していた同一の行政管区にある支社又は営業所等が取りまとめ、報告を行うこととなる。ただし支社又は営業所等が他の行政管区の排出事業場も管理していた場合は、当該排出事業場のみについて別途所管の許可権者へ報告を行うこととなる（次節を参照されたい）。

Q09 報告の主体が法人である場合、報告者を当該法人の代表者（代表取締役）としなければならないのか？

～A09 支社又は営業所等が報告を行うのであれば、それらの責任者（支社長又は営業所長等）であっても支障ない。

Q10 代表者印又は社印等、押印は必要なのか？

～A10 不要である。

Q11 テナントが排出した産業廃棄物を引き渡すに際し、ビル管理会社等により同管理票を交付していた場合、報告の主体はだれか？

～A11 産業廃棄物管理票の交付者であるビル管理会社等となる。

◇平成13年3月23日環廃産発第116号第1・2・(1)・②

管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済み自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。

Q12 複数の業種を営む排出事業者は、その業種ごとに報告を行わなければならないのか？

～A12 当該排出事業者の主要業種を示し、一括して報告を行っても支障ない。

Q13 受託に際し、産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物の積込地及び荷降地の双方の業許可が必要になるが、同管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法施行規則様式第3号）中に

ある「運搬受託者の許可番号」には、どちらの業許可番号も記載しなければならないのか？

～A13 どちらの業許可番号にも共通している下6桁の番号（産業廃棄物処理業者の固有番号）のみを記載することとなる。なお、これは当該報告書中にある「処分受託者の許可番号」についても同様である。

Q14 積替保管を含む産業廃棄物の収集運搬を委託していた場合、どのように報告を行うのか？

～A14 例えば産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法施行規則様式第3号）に下記の通り記載し、報告を行うこととなる。

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	100	20	123456	(有)A建設	〒123-4567 Z県Y市X区…			
2				987654	B海運(株)	〒987-6543 W県V市U町…			
3				054637	C商店	〒918-2736 W県T郡S村…	918273	(株)D環境	〒918-2736 W県T郡S村…
4									

Q15 産業廃棄物の処理を再委託していた場合、どのように報告を行うのか？

～A15 受託者（再委託者）に関する内容ではなく、再受託者に関する内容を記載し、報告を行うこととなる。

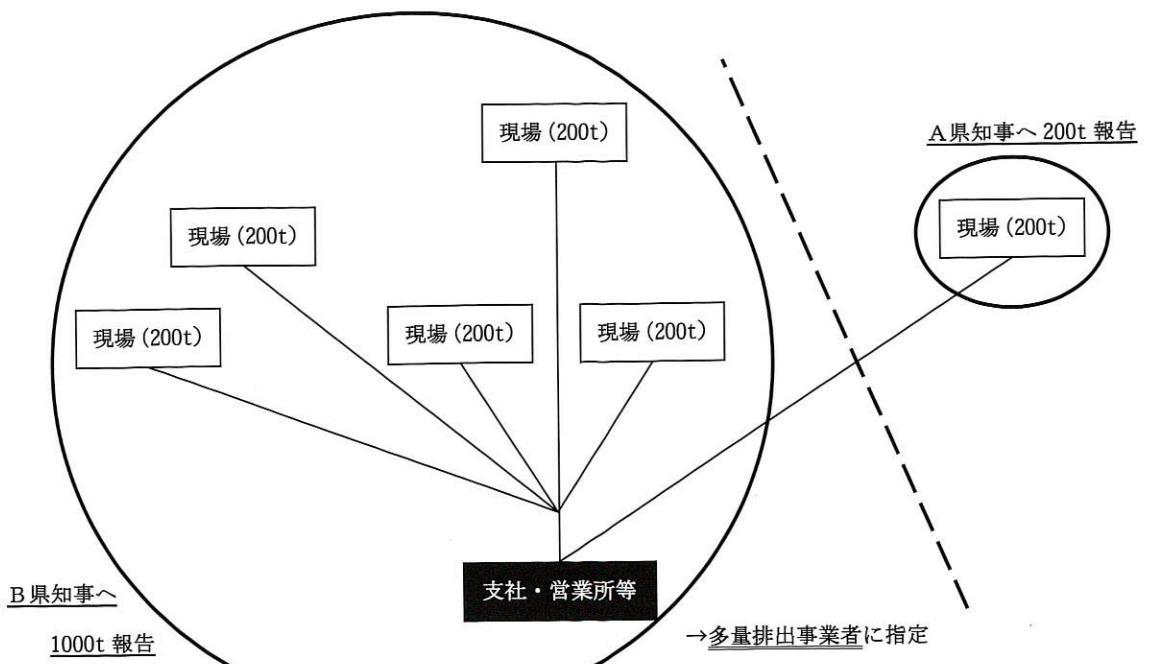
Q16 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法施行規則様式第3号）中にある「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同一であった場合も、当該住所を各欄に記載しなければならないのか？

～A16 ここで言う「処分場所」とは、排出事業者が産業廃棄物の処分を委託した同処分業者により処分が行われた場所のことを指し、例えば排出事業者が同中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託していたのであれば、当該同中間処理業者が処分を行うために使用した中間処理施設（の所在地）が該当する。したがって、一般に「運搬先の住所」と「処分場所の住所」は合致するため、この場合、後者を記載しなくても支障ない。

3) 多量排出事業者

同一の行政管区に排出事業場が複数あり、かつ、当該排出事業場の設置が短期間であったり、所在地が一定しなかつたりする場合、当該排出事業場を「1排出事業場」と見なす旨が廃棄物処理法施行規則第8条の27により規定されている。建設現場は、正にそのような例における排出事業場の典型と言えよう。

これが示唆する内容は、われわれが直観的に認識しているよりも深刻である。個々の建設現場では前年度産業廃棄物排出量が1000トン（対象となる産業廃棄物が特別管理産業廃棄物である場合には50トン）に遠く及ばなかったとしても、同一行政管区に設置されていた全ての建設現場に関する当該排出量の総量となれば、意外と容易に前述の数量を超えるからである。それは、即ち排出事業者が「多量排出事業者」（廃棄物処理法施行令第6条の3及び同施行令第6条の7）に指定されることを意味する。



図表 8 : 設置が短期間である、あるいは所在地が一定しない排出事業場（現場）における産業廃棄物の前年度排出量

◇平成 9 年 12 月 26 日衛環第 318 号第二・1・前段

都道府県知事は、区域内において多量に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する事業者に処理計画の策定を指示できることとされているが、廃棄物の減量化のための取組を一層推進する観点から、[この処理計画において必ず減量に関する事項を盛り込むこととした](#)ので、事業者を適切に指導されたいこと。

◇平成 12 年 9 月 28 日生衛発第 1469 号第二・7

多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対しては、これまで都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示してきたところであるが、[これらの事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して都道府県知事に提出し、さらに計画の実施状況を報告しなければならないものとした](#)こと。また、都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表するものとしたこと。

◇平成 12 年 9 月 28 日衛環第 78 号第二

1. [前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上ある事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上ある事業場を設置している事業者は、処理計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこと。](#)
2. 都道府県は、提出された計画及び実施状況を踏まえ、区域内の産業廃棄物の発生及び処理の実態の把握に努めるとともに、計画及び実施状況の報告を受け、[これらを 1 年間公衆の縦覧に供するものとした](#)こと。これによって、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進されることにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が適切に推進されるものであること。
3. 計画には、[事業場において現に行っている事業の概要を記載し、計画期間、産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項、産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用等に関する事項、産業廃棄物の処理に関する事項などを定めるものとした](#)こと。
4. 計画は、[規則様式に従った書面を添付し、当該年度の 6 月 30 日までに提出するものとした](#)こと。

7. 中間処理産業廃棄物について処理を行う場合の業許可の取得について

◆平成 17 年 9 月 30 日環廻対発第 050930004 号・環廻産発第 050930005 号第二・3・(3)

平成 12 年改正法においては、法の適用対象として、「事業者」（排出事業者）及びこれとは異なる「中間処理業者」の定義を置き（法第 12 条第 3 項）、事業者のみに係る規定と、中間処理業者及び事業者の双方に係る規定（当該規定の適用対象が事業者に加えて「中間処理業者を含む。」とされている規定）を区別するという条文整備が行われた。

これは、法第 11 条第 1 項の適用対象を事業者のみとし、排出事業者責任の所在を最初に産業廃棄物を排出した者に一元化した一方、法第 12 条第 3 項、第 4 項及び第 12 条の 3 第 1 項の適用対象には、事業者に加えて中間処理業者を含むものとし、中間処理業者が中間処理産業廃棄物の委託を行う場合には、事業者と同様に委託基準が適用され、産業廃棄物管理票の交付義務を負うこととしたものである。

一方、例えば中間処理業者が焼却後の燃え殻を運搬したり、又は最終処分したりするなど、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に別の処理を行う場合は、法第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書等が、事業者のみに係る規定であり中間処理業者は適用対象とならないことから、当該中間処理業者は業の許可が不要となる者には含まれないと解される。これは、産業廃棄物の処理責任はあくまで最初に排出した者にあり、中間処理により処理責任に変更が生じることはないとする考え方によることである。

しかしながら、平成 12 年改正法の施行に伴う中間処理業者に係る法の適用関係の変更等が条文上必ずしも明確でなかったため、平成 12 年改正法の施行以前の運用がそのまま継続され、その結果、現時点においても、中間処理産業廃棄物の更なる処理を当該中間処理業者が行う場合は、いわゆる自社処理に該当し、業の許可を要しないとする運用がなされている場合が見受けられる。

かかる運用がなされている場合にあっては、今般の法の適用関係の明確化の趣旨について積極的に周知徹底を図るとともに、中間処理産業廃棄物の処理施設が既に法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置の許可を有している等、適正処理の実体が明らかな場合であって、改めて詳細な審査を行うまでもなく当該処理に必要な産業廃棄物処理業の許可要件に適合していると判断できるときには、速やかに審査をもって許可証を当該産業廃棄物処理業者に交付することとされたい。また、これ以外の場合にあっても、該当する中間処理業者から、産業廃棄物処理業の許可についての申請があった場合には、可能な限り速やかに適切な処分をされたいこと。ただし、「自社処理」と称して不適正処理を行っている事実が明らかになった場合には、厳正に行政処分等を行われたい。

なお、上記に伴い変更許可等の手続を開始した業者について、許可を取得するまでの期間等妥当な期間内においては、無許可業者として不利益処分又は告発を行うことは信義則上不適切であると考えられる。一方、今後、当該産業廃棄物処理業者において自身が必要な許可を取得していないとの認識があることが客観的に認められる状況にも関わらず、何ら許可取得の手続を開始しないような場合には、無許可営業として不利益処分又は刑事処分の対象となると考えられる。

「中間処理産業廃棄物は、産業廃棄物中間処理業者が中間処理という事業活動に伴って排出したものであり、それゆえ当該産業廃棄物に関する一切の排出事業者責任は同中間処理業者にある」と理解している者は意外に多い。平成 12 年における廃棄物処理法の改正までそれは正しかったが、当該改正により、同委託契約の締結義務及び同管理票の交付・運

用義務等は引き続き同中間処理業者が負うこととされた一方、中間処理産業廃棄物を当該同中間処理業者がさらに処理する行為は「自己処理」に該当せず、その場合は同処理業許可を要することとなった。

①【例】中間処理産業廃棄物を A 県内にある同中間処理施設（自社）から B 県内にある同最終処分場へ搬入する場合

→同中間処理業者は A 県及び B 県の同収集運搬業許可が必要となる。

②【例】受託処理（破碎）により生じた中間処理産業廃棄物を焼却する場合

→同中間処理業者は同処分業（中間処理〔焼却〕）許可が必要となる。

MEMO

8. 産業廃棄物関係事務等を行う政令で定める市の長について

◆平成 18 年 3 月 15 日環廃対発第 060315001 号・環廃産発第 060315001 号第一・2

(1) 産業廃棄物関係事務等を行う政令で定める市の長（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 24 条の 2 第 1 項及び改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 27 条）

旧法においては、すべての保健所設置市の長に産業廃棄物関係事務等を行わせることとしていたが、当該市の産業廃棄物関係事務等に対する意欲、規模、事務処理体制等を勘案し、以下の市の長を平成 18 年 4 月 1 日以降、産業廃棄物関係事務等を行う市の長として定めることとした。

①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長

②地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長

③尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長

よって、従前から産業廃棄物関係事務等を行ってきた保健所設置市（57 市）の長のうち、小樽市長を除く 56 市の長においては、平成 18 年 4 月 1 日以降も引き続き当該事務等を行うこととなる。

(2) 政令で定める市の長が行うこととする事務の範囲（法第 24 条の 2 第 1 項及び令第 27 条）

旧法において、保健所設置市の長は、再生利用の促進のため広域的な観点から行われる廃棄物再生事業者の登録事務（法第 20 条の 2）を除き、都道府県知事と同様の事務を行ってきたところであるが、今後も、従前の事務の継続的かつ一貫的な処理を確保する必要があることから、政令で定める市の長に対して、従前の保健所設置市の長と同様の事務を行わせることとした。

なお、従前から都道府県の事務であった都道府県廃棄物処理計画の策定等は、今後も引き続き都道府県の事務となる。

平成 17 年 5 月 18 日における廃棄物処理法の改正及び同年 9 月 30 日における同施行令の改正は、都道府県知事を除く許可権者から産業廃棄物関係事務等に関する能力が十分でないと判断される市長を除外することにより、その適正処理体制を強化しようとするものであった。具体的には、政令指定都市長及び中核市長を除く保健所設置市長を許可権者から除外することを意図したもののようにであったが、小樽市長を除く保健所設置市長が同関係事務等の継続を希望したため、当該改正による許可権者数の減少はほとんどなかった。

それどころか、近年の市町村合併による運営規模の拡大あるいは昇格要件の緩和等により、中核市候補市、即ち「許可権者予備軍」は増加する傾向にある。平成 18 年 6 月 7 日における地方自治法の一部改正をもって面積要件が廃止され、人口要件（30 万人以上）のみとなった現在、当該候補市は、前橋、高崎、柏、八王子、四日市、大津、吹田、枚方、尼崎、久留米、盛岡、松戸、西宮、豊中、藤沢の 15 市（平成 20 年 2 月時点、うち尼崎市及び西宮市については既に廃棄物処理法施行令第 27 条の規定による「政令で定める市」に含まれている）にも上る。つまり近年内に 13 の行政管区が誕生することになるわけである。

9. 欠格要件における無限連鎖について

◆平成 19 年 4 月 9 日環廃産発第 070409001 号

廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号及び第 14 条第 5 項第 2 号に規定する欠格要件の運用について、現行の廃棄物処理法上は、法人 A の役員 a が欠格要件に該当したことにより、法人 A の許可が取り消され、法人 A の役員 b が別法人 B の役員も兼ねていた場合に、法人 B は許可を取り消されるところ、法人 B の役員 c が更に別の法人 C の役員を兼ねていた場合に法人 C も許可を取り消されるなど、取消しの連鎖が無限に続くかに解釈できる（以下、この取消しの連鎖を「無限連鎖」という。）状況であり、仮にこの解釈に則って運用がなされると、理論上、取消しが無限に続くこととなり、これは、廃棄物の適正な処理体制をより一層確保するという欠格要件の制度趣旨に反する事態を生じさせる可能性がある。

この点について、欠格要件の連鎖形態ごとに、取締役会の各役員に対する監督義務、役員同士の相互監督義務などの観点から検討を行った結果、法人の役員が欠格要件に該当した場合、例えば、役員 a が欠格要件に該当したことにより法人 A の許可が取り消された場合、法人 A 及び法人 B の役員を兼務する役員 b も欠格要件に該当することになり法人 B の許可も取り消されることとなるが、さらに法人 B 及び法人 C の役員を兼務していた役員 c の存在を以て法人 C の許可をも取り消すべきかの問題については、法人 A の役員 a の法令違反行為を監督すべきであった役員 b が役員を務める法人 B については法令遵守の徹底が期待できないことを理由にその許可を取り消すのが廃棄物処理法の趣旨ではあるが、役員 c についてまで役員 a の監督義務を一律に認めるとは廃棄物処理法の趣旨にかんがみると適当ではないと考えられるところである。

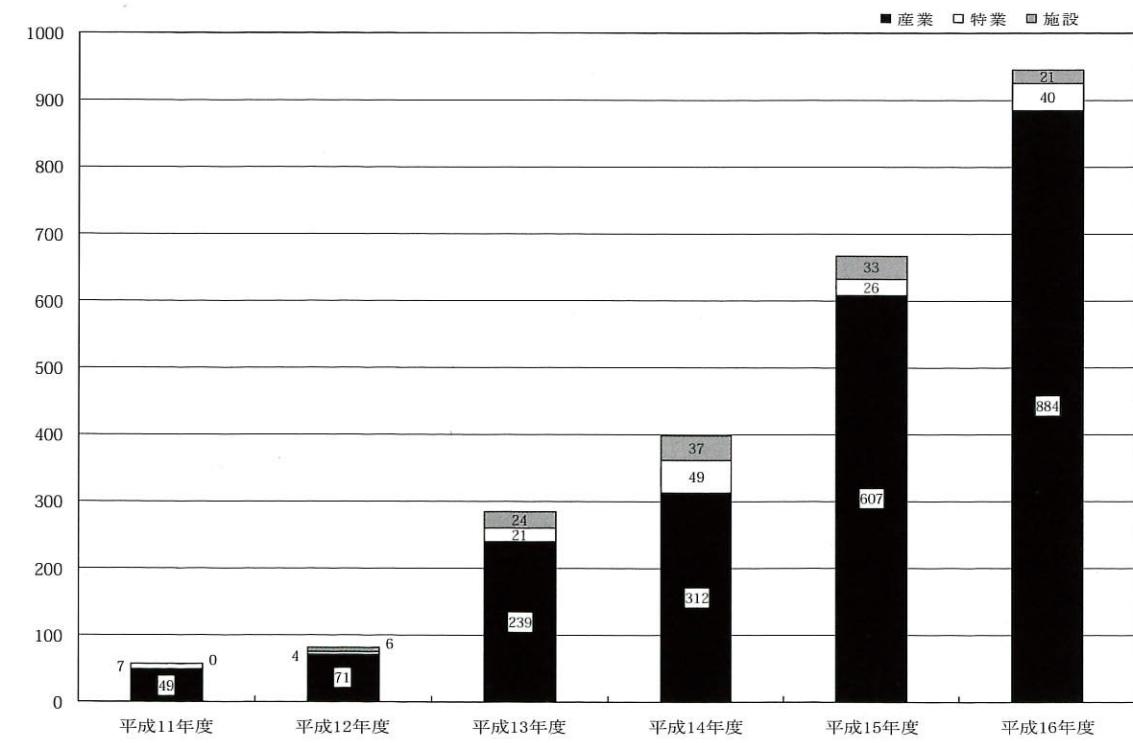
以上から、法人 C 以降の産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消しについては、法人間及び役員間における相互の関連性について十分に検討することは当然であるが、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な産業廃棄物処理業者までもが許可を取り消され、社会的公正の観点から不適正な事例を招来しないよう慎重に判断されたい。

1) 欠格要件

産業廃棄物の処理は生活環境保全上の支障を生じ得るものであるため、同処理業を行う者については、「不適正処理の防止」という観点から、一定水準の資質（適性）及び特定の要件（「欠格要件」）に該当しないことが必要とされている。数次にわたる廃棄物処理法の改正により「欠格要件」は強化の一途を辿ったわけだが、その意図は「悪貨が良貨を駆逐する市場」を是正することにあった。当初の意図が成果となって現れてきているのか否かについては疑問の余地が残るが、確かなことは、これにより同処理業等の許可を取り消された者が飛躍的に増加したという点である。これらの者の中に「真の悪貨」というべき対象は、果たしてどれほどいたのだろうか。同処理業界の健全化を検討・推進するのも結構だが、その周辺で甘い蜜を吸っているアウトサイダー（無許可業者）の摘発を優先してもらいたいものである。確信犯的にルールを遵守しようとする者を排除しないまま、ケアレスミスをした者だけを摘み出していても、同処理市場が本質的に是正されるとは到底思えない。

改正年	主たる改正内容
平成 3 年	以下の者を産業廃棄物処理業許可の欠格要件に追加 ・禁錮以上の刑に処せられ、5 年を経過しない者 ・廃棄物処理法又は環境法令違反により罰金の刑に処せられ、5 年を経過しない者 ・刑法等の罪（傷害・暴行・脅迫等及び暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪）により罰金の刑に処せられ、5 年を経過しない者 ・役員又は使用者等が欠格要件に該当する法人
平成 9 年	以下の者を産業廃棄物処理業許可の欠格要件に追加 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反により罰金の刑に処せられ、5 年を経過しない者 ・許可を取り消された法人の役員等 ・実質的な支配力を有する者（黒幕）が欠格要件に該当する法人
平成 12 年	以下の者を産業廃棄物処理業許可の欠格要件に追加 ・暴力団員又は暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者 ・上記の者等がその事業活動を支配する者 産業廃棄物処理施設設置許可に人的要件を追加
平成 15 年	欠格要件該当者に対する許可取消処分の義務化

図表 9：欠格要件の改正経緯



図表 10：許可取消処分件数（単位：件）の経年変化

◇平成 15 年 11 月 28 日環廃対発第 031128003 号・環廃産発第 031128007 号第二・2

欠格要件に該当した廃棄物処理業者等が許可の取消しを免れる目的で、取消処分の直前に廃業の届出をする事例が増加していることから、廃棄物処理業の許可又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 41 条第 2 項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第 15 条の規定による聴聞通知のあったことを知り得べき状態になった日から当該処分がなされる日又は処分をしないことを決定する日までに事業廃止の届出をし 5 年を経過していない者を廃棄物処理業等の許可に係る欠格要件に追加することとしたこと。また、当該届出をした者が法人である場合、聴聞通知の日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で、届出日から 5 年を経過していないものについても欠格要件に追加することとしたこと。

その際、聴聞通知のあった日とは、本改正の施行前であっても差し支えないこと。

なお、本規定は、聴聞通知をした都道府県又は市町村以外の都道府県又は市町村に廃業の届出をした場合についても適用となること。

◇平成 15 年 11 月 28 日環廃対発第 031128003 号・環廃産発第 031128007 号第二・3

不適正な処理がなされることを未然に防止するため、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者について、欠格要件に該当するに至ったときは、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市町。以下同じ。）又は市町村長は当該許可を取り消さなければならないこととしたところであるが、当該規定は、改正法の施行前に生じた取消事由についても適用となること。その際、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書、関係地方公共団体から取消処分を行った旨の書面による連絡等客観的な資料によって欠格要件に該当することを証明できる場合には、行政手続法第 13 条第 2 項第 2 号に該当するものとして、聴聞の手続を執らなくてよいこと。この場合、法第 7 条第 5 項第 4 号ニの規定については、「行政手続法第 15 条（平成 5 年法律第 88 号）の規定による通知があった日」とあるところを、「当該取消しの処分がなされた日」と読み替えて差し支えないこと。

また、欠格要件に該当しない場合にあっても、法律に違反した者のうち情状が特に重いとき、又は事業停止等の命令に従わなかったときについては、都道府県知事又は市町村長は許可を取り消さなければならないこととしたところであるが、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者については、法第 25 条各号及び第 26 条各号に掲げる規定の違反行為を行った場合を情状が特に重いときと解して差し支えないこと。

◇平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号別添第 2・2・(4)

欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消さなければならないこと。なお、法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇・解任したり、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号が欠格要件に「該当するに至ったとき」としているとおり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任したとしても許可を取り消さなければならないこと。また、この場合に、退任等の時期を遡らせた変更の登記を行い、当該役員等が欠格要件に該当するより前に退任等していた旨主張するという事例も散見される。しかしながら、そもそも、商業登記簿の登記事項に変更が生じた場合、当事者は遅滞なく変更の登記をすべき法律上の義務がある上、廃棄物処理業者の場合は、その役員に変更があれば変更の日から 10 日以内に届け出なければならず（法第 14 条の 2 第 3 項、第 7 条の 2 第 3 項）、これに違反した場合は刑罰を科せられるものであるから（法第 30 条第 2 号）、欠格要件に該当した後に日付を遡らせた変更の登記がなされることそれ自体が不自然であり、この場合、特段の事情が

ない限り、当該変更の登記の存在にかかわらず、当該役員は在職中に欠格要件に該当したものと扱って差し支えないこと。この場合、相手方において、変更の登記が真正である旨主張して争うことが想定されることから、行政庁としても、当該法人の従業員等からの報告徴収を広く実施するなどして、当該登記の虚偽性について調査を実施することが望ましいこと。

なお、許可業者が欠格要件に該当しても、行政庁において直ちにその旨を把握することが困難であったため、本来処理業を行うことができない業者が、欠格要件に該当していることが露見するまで引き続き処理業を行うという、取消処分逃れが横行したことから、平成 17 年 10 月 1 日より、欠格要件に該当した許可業者については、その旨を都道府県知事に届け出ることが義務づけられ（法第 14 条の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 3 項、第 7 条の 2 第 4 項）、これに違反した場合を直罰の対象としたものである。このような趣旨にかんがみ、届出義務違反等の事実を把握した場合は、厳正に対処されたいこと。

欠格要件の判断に当たっては、以下を参照されたいこと。

- ① 法第 7 条第 5 項第 4 号ロの「執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者」とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 31 条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 8 条により刑の執行の免除を受けてから 5 年を経過しない者などをいうものであること。なお、刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、同号ロに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法第 27 条により刑の言渡しの効力そのものが失われることから、同号ロに該当しないことになるものの、法第 7 条第 5 項第 4 号トに該当し得るものであること。
- ② 同号ニの「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定されるが、これら以外の者でも該当するものがあると考えられることから、法人の従業員等からの報告徴収を積極的に活用するほか、関係機関とも連携して実態を把握し、個別の事例に応じて適切に判断されたいこと。なお、規則第 9 条の 2 及び第 10 条の 4 等においては、許可の申請に当たって発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称等を把握することとしているが、これらの者は同号ニに該当する蓋然性が高いと解されること。また、ここでいう「同等以上の支配力」とは、「取締役（いわゆる「平取締役」）と同等以上の支配力があれば足りることから、「支配力を有するものと認められる者」については、経営方針を単独の意思で決し得るような強大な権限を有する者であることまでは要しないこと。さらに、これに該当する者は自然人に限られるが、法人が一定比率以上の株式を保有する株主である場合でも、その法人格が全くの形骸に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当するものとして差し支えないこと。
- ③ 同号トの「その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、法第 7 条第 5 項第 4 号イからヘまで及び第 14 条第 5 項第 2 号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に關して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもつ

て予想される者をいうこと。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられること。

イ 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者

ロ 法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、令第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」といい、第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者

ハ ロに掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者

ニ 収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行い、又は処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記トに該当すると解して差し支えないこと。）

ホ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第 9 条各号に定める暴力的要要求行為の要求等を行った者）

ヘ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）

ト その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

なお、現に一部の悪質な許可業者が大規模な不法投棄等の不適正処分を行い重大な社会問題となっており、さらに、これが産業廃棄物処理業界全体に対する国民の不信・反発を招き、ひいては産業廃棄物の適正処理に困難をきたすおそれを感じさせていることを踏まえ、法第 7 条第 5 項第 4 号トについては積極的にその該当性を判断して悪質な許可業者の排除に努められたいこと。

④ 法第 14 条第 5 項第 2 号への「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、次の事由を有する者が、特段の事情がない限り、これに該当すると考えられていること。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

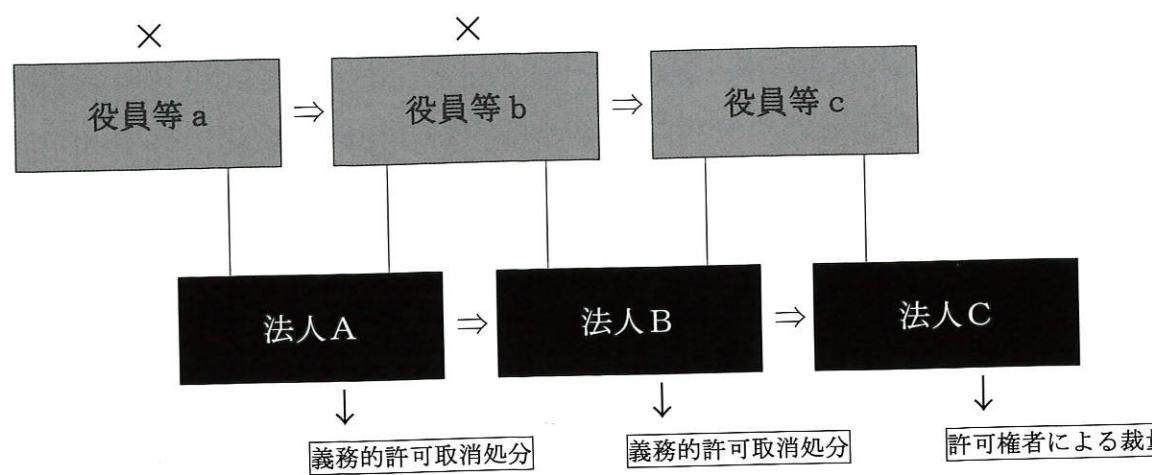
イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

2) 私的事由とドミノ式の許可取消処分

産業廃棄物処理業者（法人）の役員等が業務時間外における行為により「欠格要件」に該当した場合であっても、同処理業者（法人）は許可取消処分の対象となる。つまり役員等の私生活において引き起こされてしまった不祥事が根拠となって許可取消処分に至る可能性もあるというわけである。確かに、当該役員等は「私的事由」として問題があった点は否定できないが、だからと言って同処理業者（法人）までをも法令遵守上問題がある存在としてしまってよいのだろうか。国民の「経済活動の自由」を侵害するもの（違憲）とまで言うつもりはないが、少なくとも同処理業界の育成を妨げる要因のひとつとなつてはいるように思えてならない。同処理業者（法人）側からすれば、役員等が「欠格要件」に該当するリスクを低減するために、取締役等を最少人数の同族で固め、株式も上場を行わず同族のみに保有させようとしていることだろう。そうしないことには許可取消処分の不安を払拭できないのだから仕方がない。

「役員等が『欠格要件』に該当した産業廃棄物処理業者（法人）は許可取消処分を受けることとなり、また許可取消処分を受けた同処理業者（法人）の役員等は『欠格要件』に該当することとなる」という構造により生じる事態が、同処理業者（法人）間でドミノ式に許可が取り消されていくという「許可取消処分の連鎖」である。その本質は、法人 A の役員等 a 及び役員等 b のうち、役員等 a が「欠格要件」に該当したことにより法人 A の許可が取り消されるのと同時に、役員等 b が役員等 a に対する監督が十分でなかったことを根拠として同様に「欠格要件」に該当することとなる点にある。例え役員等 a が「欠格要件」に該当した事由が、業務時間外における行為によるものであったとしても・・・である。つまり取締役となったら最後、仲間うちである取締役等の私生活にまで介入し、彼らが当該要件に該当しないよう徹底的に監視しなければならないわけである。他方、役員等 b が兼務する法人 B の役員等 c としては、役員等 a に対する監督が十分でなかったことを根拠として「欠格要件」に該当した役員等 b を、十分に監督できていなかつたとして当該要件に該当させられてしまうのだから、迷惑極まりない話である。

本通知は、そのような事態に一定の歯止めを掛けて、明らかに健全な産業廃棄物処理業者（法人）にまで許可取消処分が至らないようにすることを可とすることにより、「欠格要件」に基づく許可取消処分の趣旨を歪曲させないことを意図したものと解し得る。しかしながら他方で当該通知は、「許可取消処分の義務化」という廃棄物処理法の規定と整合の取れないものになってしまっている。



図表 11：欠格要件に基づく許可取消処分の連鎖

MEMO

第一法規セミナー

通知で見る廃棄物処理法

－追補－

収 錄 内 容

【過去 2 回において質疑の多かった内容】

10. 建設工事等における排出事業者について

(平成 13 年 6 月 1 日環廃産第 276 号)

…46 頁

11. 使用済みの製品の下取り行為について

(平成 12 年 9 月 29 日衛産第 79 号)

…49 頁

12. 雇用関係の変化に対応した自己処理の見直しについて

(平成 17 年 3 月 25 日環廃産発第 050325002 号)

…50 頁

【本体作成以降において発出された通知に関する内容】

13. 再生利用認定制度の対象となる廃棄物の追加と産業廃棄物管理票について

(平成 20 年 5 月 9 日環廃対発第 080509001 号・環廃産発第 080509002 号)

…52 頁

又は、

② 当該建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して

請け負わせる場合

であつて、

i B が自ら総合的に企画、調整及び指導を行つてると認められるときは、B 及び C が排出事業者に該当すること。

ii B が自ら総合的に企画、調整及び指導を行つてると認められないときは、C が排出事業者に該当すること。

(注) C が請け負つた建設工事のうちの全部又は一部を、更に他の建設業者 D (孫請業者) に請け負わせる場合等につい

ても、上記のような考え方が適用される。

(3) なお、C が排出事業者に該当する場合 ((2)①ii 及び (2)②ii) については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第

22 条の規定が適用され、このような形態の請負は原則として禁止されていることに留意すること。

MEMO

11. 使用済みの製品の下取り行為について

◆平成 12 年 9 月 29 日衛産第 79 号第 1・10・(2)

新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

1) 下取り行為

本通知の部分抜粋及びその解説を示す。

E01 新しい製品を販売する際に・・・

～C01 新しい製品が販売されることなく、使用済みの製品が回収されるだけの場合は「下取り行為」に該当しない。

E02 ・・・商慣習として・・・

～C02 新しい製品の購入者が販売者に対して強制的に使用済みの製品を回収させている(双方が了解していない)場合は「下取り行為」に該当しない。また使用済みの製品が一定期間以上の過去から存在しない場合は、そもそも当該製品に関する商慣習などあり得ないわけだから、原則として「下取り行為」に該当しない。ただし使用済みの製品と類似する製品が一定期間以上の過去から存在する場合は「下取り行為」に該当する可能性があるものと解してよい。

E03 ・・・同種の・・・

～C03 使用済みの製品の購入先でない販売者から新しい製品を購入する場合も、これと同種のもの(重量・容積・材質等が多少異なっても、同様の機能を代替するものを含む)であれば、「下取り行為」に該当するものと解してよい。

E04 ・・・無償で・・・

～C04 通常「下取り」というと、少額であっても使用済みの製品を買い取つてもらう行為のことを指すが、この場合、そもそも当該製品は有価物に区分され得るため、「下取り行為」の当否を検討する以前に廃棄物処理法が適用されないこととなる。

2) 下取り行為における使用済みの製品の排出事業者とその区分

使用済みの製品の下取り行為者が収集運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可を要しないものとされていることから、下取り行為者が排出事業者に該当するものと解し得る。また、例え使用済み製品が家庭から排出されたものであっても、その排出事業者には事業活動を行つて下取り行為者が該当することから、基本的に当該製品が一般廃棄物に区分されることはない。

MEMO

12. 雇用関係の変化に対応した自己処理の見直しについて

◆平成 17 年 3 月 25 日環廃産発第 050325002 号第三

1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。

- (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
- (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第 7 条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第 15 条第 1 項の許可を取得していること。）。
- (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。

またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができる。

- (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
- (5) (3)及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。

2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

1) 自己処理

「自己処理」とは「自らの経営資源を活用して（自らの費用で、自らが保有している施設等を、自らに帰属する者に使用させて）、自らが排出した産業廃棄物を処理する行為」のことであり、廃棄物処理法第 14 条第 1 項及び第 6 項（対象となる産業廃棄物が特別管理産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項）ただし書において「処理行為者が同処理業許可を要しない場合」のひとつとして規定されているものである。逆の言い方をすれば、前述の行為に該当しない限り（処理行為者が排出事業者でない限り）基本的に処理行為者は同処理業許可を要しなければならない。これを踏まえると、例えば「自らが排出した産業廃棄物の、自らの構内又は建物内における分別・移送・管理等を他人に委託するような状況」であっても、当該分別・移送・管理等の行為者は、許可権者から許可を取得した同処理業者である必要があるものと解し得る。

◇平成 5 年 3 月 31 日衛産第 36 号別紙 1.・問 7（平成 12 年 12 月 28 日生衛発第 1904 号により廃止）

A の設置する工場の構内で、A が排出する産業廃棄物を別法人 B が収集、運搬及び処分する場合、B は処理業の許可が必要か。なお、B は当該工場の場外では産業廃棄物の処理は一切行っていない。

答 B の行為が A の設置する工場の構内でしか行われないとても、他人の排出した産業廃棄物を業として処理する

のであれば、処理業の許可が必要である。

2) 個別の指揮監督権

しかしながら本通知によると、直観的には「委託処理」と判断できるような状況であっても、排出事業者による「個別の指揮監督権」が処理行為者に確実に及ぶのであれば、これを「自己処理」と判断して支障ないものとも解し得る。留意すべきは、排出事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶものと判断する基準であるが、少なくとも処理行為者との間に雇用関係が成立していることは要件とならないようである。では、例えば「自らが排出した産業廃棄物の収集運搬について、自らが保有していない施設（同収集運搬車）を、自らに帰属しない者（運転手）に使用させて行わせるが、その際に自らに帰属する者が同収集運搬車に同乗し、かつ運転手を指導するような状況」は、排出事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶものとして「自己運搬」と判断し得るのだろうか。

MEMO

13. 再生利用認定制度の対象となる廃棄物の追加と産業廃棄物管理票について

◆平成 20 年 5 月 9 日環廃対発第 080509001 号・環廃産発第 080509002 号第四・5

再生利用認定制度の対象として追加する金属を含む廃棄物は、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物であること、また、前処理工程、再生工程において相当の残さが生じることが想定され、これら廃棄物の処理についても排出事業者はその責任を全うする必要があることから、これを担保するため、法第 12 条の 3 に定める産業廃棄物管理票の交付の義務を課すこと（と）したものである。

1) 産業廃棄物の再生利用に係る特例

平成 9 年における廃棄物処理法の改正により創設された「産業廃棄物の再生利用に係る特例」（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 関係、以下「再生利用認定制度」という）は、産業廃棄物の減量化を推進するという目的の下、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って、環境大臣により認定を受けた者に対し、同処理業許可及び同処理施設設置許可を不要とする規制緩和措置を講じたものであるが、処理基準の遵守及び法定帳簿の備付け等については、引き続き廃棄物処理法が適用される。また環境大臣による認定でありながら、許可権者は「報告の徴収」（廃棄物処理法第 18 条関係）、「立入検査」（廃棄物処理法第 19 条関係）、「改善命令」（廃棄物処理法第 19 条の 3）、「措置命令」（廃棄物処理法第 19 条の 4 関係・第 19 条の 4 の 2 関係・第 19 条の 5 関係・第 19 条の 6 関係）等に関する権限を有している。

対象となる産業廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることを防止するという趣旨から、当該産業廃棄物そのものがそのようにならない可能性の高いものに限って、環境大臣が個別に告示により指定することとなっている。近年のレアメタル等の回収状況を踏まえ、平成 19 年 10 月 26 日における当該告示の改正・施行により「金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る）」（以下「金属含有廃棄物」という）が追加されることとなった。

◇平成 9 年 12 月 26 日厚生省告示第 259 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 12 の 2 の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）
- 三 廃プラスチック類
- 四 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 2 項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

五 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）

2) 産業廃棄物管理票の交付を要しない場合

産業廃棄物を他者に引き渡す際、基本的に排出事業者は同管理票を交付しなければならないわけだが、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 19 により規定される場合には、それが不要となる。その中には「法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合」（同施行規則第 8 条の 19 第 4 号）も含まれている。少なくともこれまで、再生利用認定制度と同管理票の間に接点がなかったわけである。しかしながら金属含有廃棄物に限っては、その有害性又は再生利用率の低さという観点から別途排出事業者責任を担保することが妥当と判断され、当該廃棄物を他者に引き渡す際のみ、「同管理票の交付を要しない場合」から除外するよう、同号が「法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合」と改正された。

MEMO

通知で見る廃棄物処理法

発行日：平成 21 年 04 月 01 日

発行所：社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540 - 0012 大阪市中央区谷町 3 - 4 - 5 中央谷町ビル 5F

電話番号 06 - 6943 - 4016

FAX番号 06 - 6942 - 5314

URL <http://www.o-sanpai.or.jp/>

発行人：会長 国中 賢吉

法政策調査委員長 片渕 昭人

定価：1,500 円（税込み）

講師：龍野 浩一

複写・転載を禁じます。